



介護保険

「介護保険制度」は、高齢になってもその人らしい生活を送ることができるよう、総合的な介護サービスを受けられる仕組みです。

介護保険の加入者（被保険者）である40歳以上の方全員で保険料を納め、介護を支えます。

新十津川町は、歌志内市・上砂川町・奈井江町・浦臼町・雨竜町とともに、空知中部広域連合として介護保険を運営しています。



みんなの介護保険 (令和6年度～令和8年度)

空知中部広域連合で発行している介護冊子です。

介護保険制度や手続きなどが確認いただけます。

※ご希望の方は、役場1階保健福祉課窓口で配付しています。

介護保険サービスの対象者等

私たちは40歳になると、被保険者として介護保険に加入します。

65歳以上の方は、要介護認定において介護が必要と認定された場合、いつでもサービスを受けることができます。

40歳以上の方は、介護保険の被保険者となります。

- 65歳以上の方（第1号被保険者）
- 40～64歳までの医療保険に加入している方（第2号被保険者）

介護保険のサービスを利用できる方は次のとおりです。

- 65歳以上の方（第1号被保険者）
寝たきりや認知症などにより、介護を必要とする状態（要介護状態）になったり、家事や身支度等、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった場合
- 40歳～64歳までの方（第2号被保険者）
初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気（※特定疾病）により、要介護状態や要支援状態になった場合

※特定疾病（全16種類）…骨折を伴う骨粗しょう症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性関節リウマチ、初老期における認知症、末期がん など

介護保険サービスの利用までの流れ

1 申請

介護認定の申請は本人または家族が行いますが、申請に行くことが困難な場合などには、地域包括支援センター、成年後見人、または省令で定められた指定居宅介護支援事業所や介護保険施設などに代行して申請してもらうことができます。

2 訪問調査

調査員が自宅や入院先などに訪問して調査を行い、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。基本調査、概況調査、調査員による特記事項から構成される、全国共通の調査票に基づいて行われます。

3 かかりつけ医の意見書

空知中部広域連合の依頼で、主治医によって意見書が作成されます。主治医がいない場合は、指定した医師が診断をします。

4 審査

調査員が調査した内容のコンピューター判定結果や主治医の意見書などをもとに、保健、福祉、医療の専門家による介護認定審査会（毎週水曜日・空知中部広域連合）で介護を必要とする度合い（要介護区分）が判定されます。

5 認定

必要な介護の度合いに応じて、要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5・非該当の区分に分けられます。この区分によって利用できるサービスの内容や量が決められます。

原則として申請から30日以内に、空知中部広域連合から認定結果通知書と結果が記載された介護保険証が届きます。

6 サービス計画の作成

要支援1・2と認定された方は地域包括支援センターの保健師など、要介護1～5と認定された方は介護支援専門員が、本人や家族とともに必要な支援内容について協議し、サービス計画を立てます。

7 サービスの利用

サービスの内容が決まったら事業者や施設との利用の契約をし、介護サービス計画や介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。サービスを利用した人は、その月に利用したサービス費用の1～3割を自己負担します（施設に入所した場合は、食費や居住費の負担もあります）。

8 更新

認定の有効期間は原則6カ月（更新の場合は12～48カ月）です。引き続きサービスを利用する場合は、有効期間満了日の60日前から申請できます。

＊介護の必要な程度に変化がない場合 ⇒ 更新の申請をします。

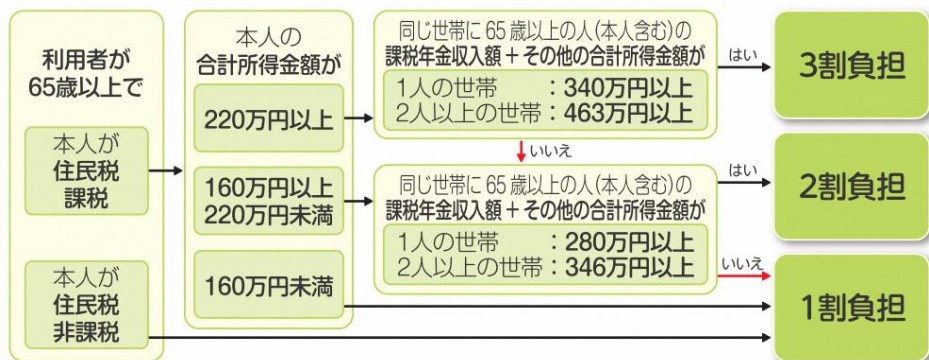
＊介護の必要の程度に変化があった場合 ⇒ 認定の変更を申請します。

お問合せ 地域包括支援センター（改善センターみらいえ内） ☎72-2030
保健福祉課子育て・福祉グループ（役場内） ☎72-2035

利用者の負担割合と負担軽減

利用者負担割合（収入などにより利用者負担の割合が決まります。）

介護サービスを利用したときは、かかった費用の1～3割が利用者の負担（利用限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担）となります。



利用者負担軽減

所得の低い方は、施設を利用した場合に係る居住費（滞在費）・食費の負担額が軽減されます【申請が必要です】。

高額介護サービス

1カ月の利用者負担が高額になったとき、同じ月に利用したサービスの利用者負担（1～3割）の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯の合計額）が上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます【申請が必要です】

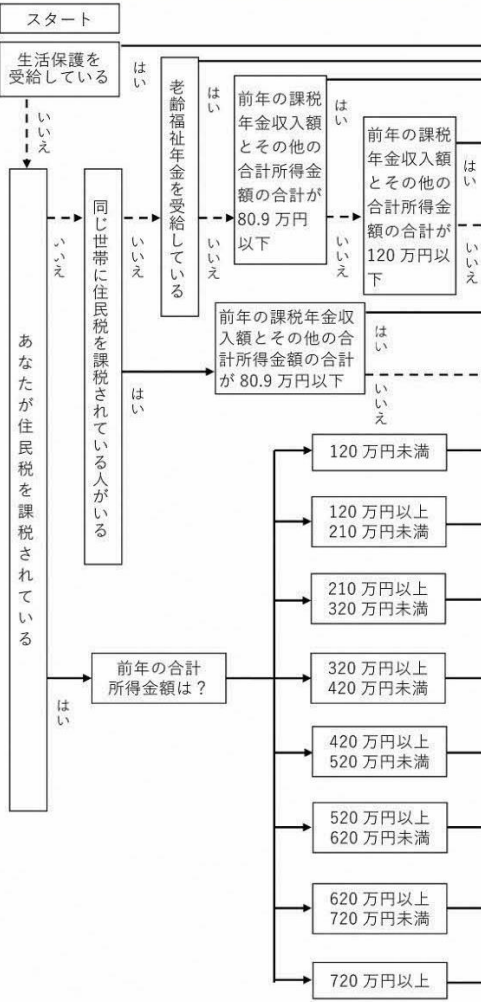
※詳しくは、お問い合わせください。

お問合せ 空知中部広域連合（奈井江町） ☎66-2152

介護保険料

介護保険は介護を必要とする方と、その家族を支えていくためにつくられた制度です。この制度を支える大切な財源となるのが、皆さんの納める介護保険料です。半分を公費（国・北海道・市町）で、残りの半分を皆さんの保険料で支える仕組みになっています。

あなたの保険料を確認してみよう！



1年間(4月～翌年3月)の保険料

第1段階	○生活保護を受けている人 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人、または、前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80.9万円以下の人	18,639 円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円以下の人	31,719 円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、第1・2段階以外の人	44,799 円
第4段階	○本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80.9万円以下の人	58,860 円
第5段階	○本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されている人(第4段階以外の人)	65,400 円
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	78,480 円
第7段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	85,020 円
第8段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	98,100 円
第9段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	111,180 円
第10段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	124,260 円
第11段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	137,340 円
第12段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	150,420 円
第13段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	156,960 円

介護保険料の納め方

介護保険料は40歳から納めますが、40歳から64歳までの人を第2号被保険者といい、加入する健康保険（医療保険）の保険料の中で、医療分と合わせて介護分を納めます。

65歳以上の人は第1号被保険者といい、65歳になる月（誕生日が1日の方はその前月）から個人ごとに市町村または広域連合へ介護保険料を納めます。

徴収方法	特別徴収〔年金からの天引き〕	普通徴収〔納付書等で納付〕
対象年金額	年金受取額が年額18万円以上	年金受取額が年額18万円未満
納付方法	自動的に年金から差し引かれます	納付書や口座振替で納めます
納付期間	4月～翌年2月の間(年金月ごと)	8月～翌年3月の間

※ 次の方は、普通徴収となり、特別徴収が開始されるまでの間は一時的に納付書での納付が必要です。

- ・年度途中で65歳になった方
- ・所得更正により年度の途中で保険料段階が下がった方
- ・他の市区町村から転入された方
- ・年金の支給差し止めや、年金を担保に借り入れしている方
- ・受給されている年金の種類が変わった方
- ・年金の現況届が必要な方で、提出が遅れた方

介護保険料Q&A

Q1. 介護保険サービスを利用していないのに、介護保険料を支払うのですか？

A1. 介護保険は、国民みんなで介護が必要な人を支えていく目的でつくられた社会保険制度です。よって、介護保険サービスを利用している、していないにかかわらず、原則40歳以上の人は全員保険料を納めなければなりません。

Q2. 納付書が郵送されてきました。介護保険料は年金から差し引くのではないのですか？

A2. 資格取得をされた方、特別徴収が一時的に止まった方は、特別徴収の準備が整うまで6カ月～1年かかります。よって、特別徴収が開始するまでの間（納付書がお手元に届いた方）は、納付書での支払いが必要になります。なお、特別徴収の開始時期は、資格取得日、年金受取時期、特別徴収の中止時期等の理由により、同じ誕生日の方であっても開始される時期が異なる場合があります。また、特別徴収へは自動的に変更されますので、手続きはありません。

Q3. 年金から介護保険料を差し引くのではなく、自分で銀行で納める方法にすることはできますか？

A3. 介護保険法により、納付方法は年金から差し引く特別徴収を優先すると法律で決められているため、納める方法を選ぶことはできません。

お問合せ 空知中部広域連合（奈井江町）

☎66-2152

地域包括支援センター

「地域包括支援センター」は、社会福祉士、主任ケアマネージャー、保健師などが中心となって高齢者の介護、福祉、健康、医療などについて、さまざまな面から総合的に支援しています。

令和5年4月1日から、新十津川町地域包括支援センターは、社会福祉法人新十津川町社会福祉協議会に業務委託して運営しています。

主な業務

●総合相談支援業務

高齢者の方やその家族、近隣に暮らす方の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配ごと、健康や福祉、医療や生活に関することなどの相談にも応じます。

●権利擁護事業

高齢者の方が安心していきいきと暮らすために、さまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や虐待を早期に発見したり、消費者被害などに対応します。

●包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域のケアマネージャーが円滑に仕事ができるよう支援や指導を行います。

また、より暮らしやすい地域にするために、医療機関を含め、さまざまな関係機関とのネットワークづくりを行います。

●介護予防ケアマネジメント業務

要支援1・2と認定された方は、介護予防のサービスが利用できるように支援をします。

なお、要支援の認定を受けていない方でも、支援や介護が必要となる可能性がある方は、町の介護予防事業が利用できるように支援し、また、自立した生活をしている方でも介護予防を目的としたボランティア活動や講座などに積極的に参加して、自発的に介護予防に取り組み、現在の健康な状態を維持する方法を一緒に考えます。

利用できるサービス（介護保険法に基づくサービス）

在宅介護サービス

訪問介護（ホームヘルプ）
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
訪問看護・介護予防訪問看護
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
通所介護（デイサービス）
通所リハビリテーション（デイケア）・介護予防通所リハビリテーション
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
短期入所生活介護（ショートステイ）・介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護（ショートステイ）・介護予防短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
住宅改修費支給・介護予防住宅改修費支給

施設介護サービス

施設サービスは、要介護3～5の方が利用できます。特段の理由がある場合には要介護1～2の方も利用可能です。（要支援1・2の方は利用できません）

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。
- 介護老人保健施設（老人保健施設）
状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
- 介護医療院
主に長期にわたり、療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。

地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、住み慣れた地域での生活を支援するサービスです。原則として他の市町村のサービスは利用できません。
※新十津川町の場合は、空知中部広域連合内の市町であれば利用が可能です。

新十津川町にあるサービスは以下のとおりです。

- 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、介護予防認知症対応型共同生活介護

介護保険法に基づき町が実施しているサービス【主なもの】（地域支援事業）

介護予防訪問サービス

●短時間訪問サービス

所要時間が1回あたり30分以内で週1回以内の有資格者（介護福祉士など）による身体介護、生活援助等の訪問サービスです。

- 費用 1回につき2,500円

お問合せ 社会福祉協議会（改善センターみらいえ内）

☎74-6661

●短期集中訪問サービス

緊急時や退院時に、所要時間が1回あたり30分以内で連続する30日以内に12回以内の、有資格者（介護福祉士など）による身体介護、生活援助等の訪問サービスです。

- 費用 1回につき2,500円

お問合せ 社会福祉協議会（改善センターみらいえ内）

☎74-6661

●簡易訪問サービス

所要時間が1回あたり30分以内で週1回以内の簡易な生活援助に限定した訪問サービスです。

- 費用 1回につき2,000円

お問合せ 新十津川ぴあネットワーク

☎74-6502

生活支援サービス

●給食サービス（配食サービス）による見守り・声かけ

※詳細は、5ページをご覧ください。

一般介護予防事業

●健康教室「すまいるあっぷ」

※詳細は、11ページをご覧ください。

●地域リハビリ活動支援事業

※詳細は、12ページをご覧ください。

●健康教育

※詳細は、13ページをご覧ください。

介護予防基本チェックリスト

下記の基本チェックリストにより介護予防が必要と判断された方は、要支援1、要支援2の認定を受けていなくても、介護予防サービスを利用することができます。

NO	質問項目	回答	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0.はい	1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
7	椅子に座った状態から何にもつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
9	この1年間に転んだことはありますか	1.はい	0.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ
11	6カ月間で2～3kgの体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ
12	BMIが18.5未満ですか (BMI=体重 kg÷身長 m÷身長 m) (注1)	1.はい	0.いいえ
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ
14	お茶や汁物などでむせることがありますか	1.はい	0.いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ
18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるといわれていますか	1.はい	0.いいえ
19	自分で電話番号を調べて電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ

注1 BMIの求め方

BMI（体格指数）は体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）で求められます。
この時、身長はcm（センチメートル）ではなく、m（メートル）を使って計算
します。

（例）体重60kg、身長150センチメートルの人

求め方 $BMI=60kg \div 1.5m \div 1.5m=26.7$

生活機能低下の該当となる方

- * 1～20のうち、色つき部分が10個以上該当する場合
- * 6～10のうち、色つき部分が3個以上該当する場合
- * 11～12の2項目全てに該当する場合
- * 13～15のうち、色つき部分が2個以上該当する場合

生活機能低下に該当した方で、サービスの利用などご相談がある方は、地
域包括支援センターへご相談ください。

お問合せ 地域包括支援センター（改善センターみらいえ内） ☎72-2030